

# 令和2年度鳥取県手話施策推進協議会（第1回）

## 別冊 資料一覧

- 鳥取県手話施策推進協議会について
- 鳥取県手話言語条例
- 鳥取県手話施策推進計画 [平成27年3月策定]
- 鳥取県手話施策推進計画 関連施策 概要
- 令和2年度予算説明資料（鳥取県手話施策推進計画関連）



# 鳥取県手話施策推進協議会について

障がい福祉課

鳥取県手話施策推進協議会は、鳥取県手話言語条例第 17 条に基づき平成 25 年 12 月から設置された県の附属機関である。協議会では、手話の普及や手話が使用しやすい環境整備の推進等に関して、ろう者、手話通訳者、事業者などの様々な主体が集まって議論を行い、知事に意見する。

## 1 役割

①県が、鳥取県障害者計画※において、「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定める際、知事に意見すること。

②条例の施行に関する重要事項について、知事に意見すること。

※ろう者及び手話に関する施策は、「鳥取県手話施策推進計画」において具体的に定めて計画的に推進する。

## 2 定員等

(1) 委員は 10 人以内。

(2) 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

## 3 任期 3 年（再任あり）

## 4 その他

委員のほか、オブザーバーを選任する。（条例規定なし）

### 【鳥取県手話言語条例（抜すい）】

（計画の策定及び推進）

第 8 条 県は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 2 項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第 1 項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

（設置）

第 17 条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(1) 第 8 条第 2 項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

（組織）

第 18 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

（委員）

第 19 条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第22条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 【鳥取県障がい者プラン（H27年3月制定、H30年3月改定）（抜すい）】

#### 4. 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実

##### 【現状と課題】

障がいがある人となない人が共に暮らす社会を構築するためには、障がいの特性に応じて、障がい者が情報に十分アクセスでき、地域でコミュニケーションが取れることが何よりも重要です。

近年のICT（情報通信技術）の発達は、障がいのある人の情報収集や発信、コミュニケーションをサポートし、多様な社会参加の促進に寄与することが期待されます。そのため、ICTの活用を進める必要があります。また、災害に関する情報を障がいのある人に確実に伝えるため、日頃から、障がい特性に応じた情報伝達体制を整えておく必要があります。

なお、ろう者及び手話に関する施策に関して、別途「鳥取県手話施策推進計画」（平成27年3月策定、計画期間：平成27年度から35年度まで）において具体的に定めており、計画的に推進していくこととしています。

# 鳥取県手話言語条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第7条）

### 第2章 手話の普及（第8条—第16条）

### 第3章 鳥取県手話施策推進協議会（第17条—第23条）

### 附則

ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。

わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受けて、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。

その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治13年の決議も、平成22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。

しかし、わが国は、障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見の原因となっている。

鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガンは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とうろう者以外の者との意思疎通を活発にすることがその出発点である。

手話がろう者とうろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とうろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とうろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

#### (手話の意義)

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

#### (基本理念)

第3条 手話の普及は、ろう者とうろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を

互いに尊重することを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

第2章 手話の普及

(計画の策定及び推進)

第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第9条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。

2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。

(手話通訳者等の確保、養成等)

第11条 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他のろう者が地域において生活しやすい環境に資するために手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第12条 ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第13条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第14条 ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第15条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

### 第3章 鳥取県手話施策推進協議会

(設置)

第17条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(1) 第8条第2項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第18条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第19条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第22条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 鳥取県手話施策推進計画の概要①

- 1 目的 鳥取県手話言語条例第8条第1項に基づき「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもの 継続的に手話施策を推進するため、多様な取組の基本方針を定める
- 2 計画期間 平成27年度から平成35年度まで(9年間) ※平成27年3月策定

## 手話の普及、ろう者に対する理解促進

### 【基本的な考え方】

- 手話表現を覚えるだけでなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者と聞こえる人が交流して互いの理解を深め、学びあうことを大切に推進

### 地域、職場等における手話の普及

- 手話学習の推進+普及啓発

### 教育における手話の普及

- 聞こえる子どもとろう児・者との交流、学習教材・支援員派遣制度等の活用

### 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信

## 手話を使いやすい環境整備

### 【基本的な考え方】

- ろう者の文化を尊重し、生活・ニーズを踏まえ、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進

### 手話通訳者の養成、派遣事業の充実

- 手話通訳者・通訳者の指導者の養成は喫緊の課題

### 聴覚障がい者相談事業の充実

### 鳥取聾学校等における手話による教育の推進

### 新しい手話コミュニケーション環境の創出

- ICTを活用した手話コミュニケーション

### ろう者が働きやすい環境づくり

### とどりの手話(地域手話)の文化的発展

ろう者と聞こえる人が互いの個性・人格を尊重する共生社会の実現

# 鳥取県手話施策推進計画の概要②

## 1 手話の普及、ろう者に対する理解促進

項目	方針	実施施策
① 地域、職場等における手話の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者と聞こえる人が簡単な手話で日常会話ができ、ろう者と聞こえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話の普及を進めます。</li> <li>こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。</li> <li>また、多くの人が手話に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園等を通じた普及啓発にも力を入れます。</li> <li>さらに、難聴者・中途失聴者も手話が学べる場づくりの検討、手話カフェ等の取組の広がりを通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民向けミニ手話講座</li> <li>手話学習会開催事業費等補助金</li> <li>手話サークル等助成事業費等補助金</li> <li>手話パフォーマンス甲子園の開催</li> <li>手話啓発イベントへの助成等</li> </ul>
② 教育における手話の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒と一緒に楽しみながら手話の普及を進めます。</li> <li>手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話を学ぶ機会をつくります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話普及支援員派遣制度</li> <li>手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進</li> <li>聾学校との交流学習の推進等</li> </ul>
③ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>ろう者への理解、手話学習を進め、手話を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。</li> <li>また、手話による情報発信を進めるとともに、行政窓口では、手話対応可能な職員増を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政職員向け手話講座の開催</li> <li>知事定例記者会見、議会中継等での手話通訳者配置等</li> </ul>

# 鳥取県手話施策推進計画の概要③

## 2 手話を使いやすい環境整備

項目	方針	実施施策
① 手話通訳者の養成・派遣事業等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに対応される手話通訳者の養成・派遣事業を進め、併せてろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話の多様化・専門化に対応するため、現任研修等の充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。</li> <li>また、手話通訳者の増加を目指し、手話専任員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意欲・魅力を広く発信します。</li> <li>一方で手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者養成研修・派遣事業</li> <li>手話トレーナーの配置等</li> </ul>
② 聴覚障がい者相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、課題解決を目指す相談事業を推進します。</li> <li>また、福祉施設等に入所中のろう者・独居高齢ろう者への見守り活動、ろう者同士又はろう者と聞こえる人との交流機会創出も検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障がい者相談員（手話学習者等による見守り手話ボランティア）</li> </ul>
③ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の手話技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくとともに、ろう教諭等のかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。</li> <li>また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。</li> <li>また、ろう児の保護者に対して新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関・保健所・市町村保健師・聾学校・療育機関等が早期から連携して支援を行います。</li> <li>教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話の学習機会を提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取聾学校地域支援部の充実</li> <li>手話検定等受験料助成制度</li> <li>教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上等</li> </ul>

# 鳥取県手話施策推進計画の概要④

## 2 手話を使いやすい環境整備

項目	方針	実施施策
④ 新しい手話コミュニケーション環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔手話通訳サービスの定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。</li> <li>また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話コミュニケーション環境づくりを検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔手話通訳サービス</li> <li>ろう者向けICT学習会</li> </ul>
⑤ ろう者が働きやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障がい者就労支援事業その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障がい者就労支援事業</li> </ul>
⑥ とっとりの手話の文化的発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話表現の豊かさ・多様性を育み、文化的発展を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>とっとりの手話を創り守り、伝える事業補助金</li> </ul>

# 鳥取県手話施策推進計画の概要⑤

## 数値目標

区分	H24	H25		H35目標	備考
登録手話通訳者数	32人	35人	→	65人	H24の2倍
【関連施策】手話通訳者養成研修事業					
手話通訳者設置事業人役	1.52人役	1.52人役	→	4.50人役	H24の3倍
手話通訳者派遣件数(団体派遣)	461件	693件	→	1,400件/年	H24の3倍
【関連施策】手話通訳者派遣事業					
手話講座等受講者数		1,242人/半年	→	2,500人/年	H25並み
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金					
手話等に対応できる職員が県職員(行政職員)に占める割合			→	15%	
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催					
学校における手話の取組の実施率			→	100%	
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定					



# 鳥取県手話施策推進計画

鳥 取 県

平成27年3月

## 目次

はじめに	P 1
1 計画の位置付け、計画期間	P 2
(1) 計画の位置付け	
(2) 計画期間	
2 計画の検討経過	P 2
3 計画の理念	P 2
4 施策の基本的な考え方	P 2
(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進	
(2) 手話を使いやすい環境整備	
5 施策推進イメージ	P 3
6 手話施策推進方針	P 3
(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進	
ア 地域、職場等における手話の普及	
イ 教育における手話の普及	
ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信	
(2) 手話を使いやすい環境整備	
ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実	
イ 聴覚障がい者相談事業の充実	
ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進	
エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出	
オ ろう者が働きやすい環境づくり	
カ とっどりの手話の文化的発展	
7 数値目標	P 5
8 鳥取県手話施策推進協議会委員名簿	P 6

はじめに



平成25年10月、「手話を言語として認めて欲しい」というろう者の切実な声を受け、鳥取県は全国に先駆けて手話言語条例を制定しました。以後、本県では手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を進め、ろう者と聞こえる人が共生する社会の実現に向けて取組を進めています。

人口最少の本県での条例制定が「力」となり、同様の条例が他の自治体へ、手話言語法制定を求める決議が全国へと急速に広がっています。また、県内でも手話に対する県民の関心はかつてないほど高まり、ろう者には「手話が認められたことは、ろう者が認められたこと」という自信も生まれています。

手話の普及は、全ての聞こえる人がろう者を理解し手話を学び、聞こえる・聞こえないに関係なく、交流を深めていくことが重要です。それは学校教育、社会生活等のあらゆる場面で多面的に進めていく必要があります。また、ろう者と聞こえる人の橋渡しの役割を担う手話通訳者等はその専門技術を高め、ろう者は自らも手話の普及やろう者への理解を深めるために積極的に社会に関わっていく必要があります。

行政、ろう者、手話通訳者等の関係者、事業者、一般県民がそれぞれの立場で手話に関わり、交流を深めながら同じ目標に向かって歩んでいくことが、共生社会実現の基礎となります。

本県では、条例で定める理念実現のため、このたび「鳥取県手話施策推進計画」を策定しました。この計画では、継続的に手話施策を推進するために、多様な取組の基本方針等を定めています。今後はこの計画に基づき、手話施策を強力に進め、全国初の挑戦、手話革命を成就させるべく、鳥取県は突き進んでまいります。

なお、計画策定にあたっては、鳥取県手話施策推進協議会の委員、オブザーバーの皆様方をはじめ、手話に関するアンケート、パブリックコメント等を通じ、多くの県民の皆様から貴重なご意見、ご指導をいただきました。改めて、厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

鳥取県知事 平井 伸治

## 1 計画の位置付け、計画期間

### (1) 計画の位置付け

この計画は、鳥取県手話言語条例（以下「条例」といいます。）第8条第1項に基づき、「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。

### (2) 計画期間 平成27年度から平成35年度まで

## 2 計画の検討経過

本計画策定に当たっては、手話に関するアンケート、パブリックコメントで得られた意見を参考としながら、鳥取県手話施策推進協議会において約1年間、計5回にわたる議論を行い、計画内容の検討を行いました。

- 平成26年 3月 手話施策推進協議会1 … 計画案の骨子を検討  
5月 手話施策推進協議会2（手話に関するアンケート検討会）  
6月～8月 手話に関するアンケートを実施  
（ろう者、手話関係者、一般県民）  
10月 手話施策推進協議会3 … 計画素案を検討  
12月 手話施策推進協議会4 … 計画案を検討  
平成27年 1月～2月 計画案に関するパブリックコメントを実施  
3月 手話施策推進協議会5 … 計画案を検討

## 3 計画の理念

手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を通じて、ろう者と聞こえる人が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。

## 4 施策の基本的な考え方

施策の立案・推進にあたっては、以下の考え方を基本とします。

### (1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話には、ICT全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれています。

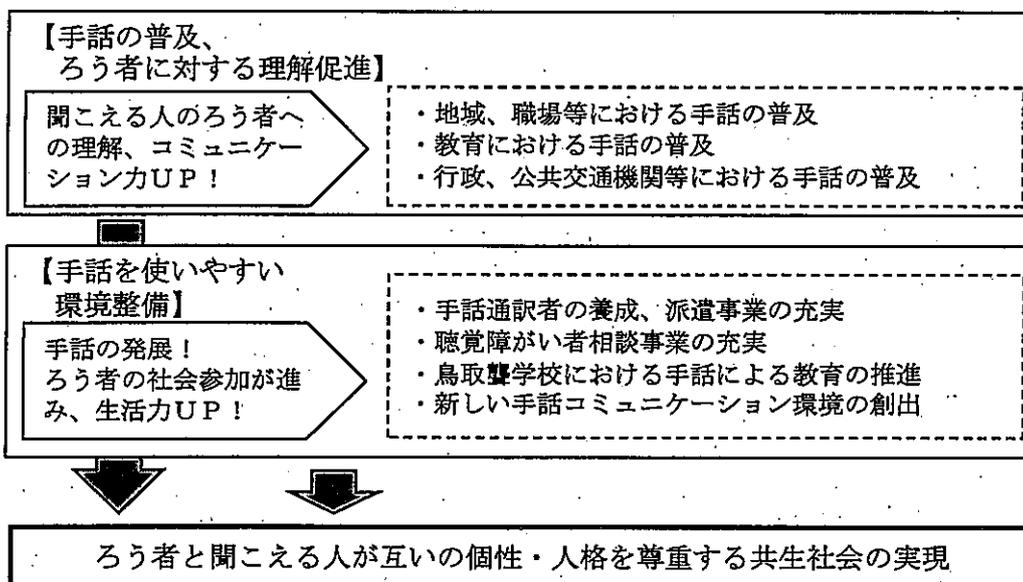
手話の普及は、手話表現を覚えるだけでなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者と聞こえる人が交流し、コミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、学びあうことを大切にして推進します。

### (2) 手話を使いやすい環境整備

ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成など、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。

## 5 施策推進イメージ

計画の理念である共生社会実現のため、次のとおり施策推進イメージを示します。



## 6 手話施策推進方針

次のとおり、手話施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

### (1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

#### ア 地域、職場等における手話の普及

ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者と聞こえる人が簡単な手話で日常会話ができ、ろう者と聞こえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。

また、多くの人々が手話に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園等を通じた普及啓発にも力を入れます。

さらに、難聴者・中途失聴者も手話が学べる場づくりの検討、手話カフェ等の取組の広がりを通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。

【実施施策】 県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、手話パフォーマンス甲子園の開催、手話啓発イベントへの助成等

#### イ 教育における手話の普及

小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒と一緒に楽しみながら手話の普及を進めます。手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話を学

ぶ機会をつくります。

【実施施策】手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学习の推進等

【予定施策】学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定

#### ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信

ろう者への理解、手話学習を進め、手話を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。また、手話による情報発信を進めるとともに、行政窓口では、手話対応可能な職員増を進めます。

【実施施策】行政職員向け手話講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での手話通訳者配置、[再掲]手話学習会開催事業費等補助金等

### (2) 手話を使いやすい環境整備

#### ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話の多様化・専門化に対応するため、現任研修等の充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。

また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。

一方で手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等を検討します。

【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置等

#### イ 聴覚障がい者相談事業の充実

手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、課題解決を目指す相談事業を推進します。

また、福祉施設等に入所中のろう者、独居高齢ろう者への見守り活動、ろう者同士又はろう者と聞こえる人との交流機会創出も検討します。

【実施施策】聴覚障がい者相談員

【予定施策】手話学習者等による見守り手話ボランティア

#### ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進

教職員の手話技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。

また、ろう児の保護者に対して新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話の学習機会を提供します。

【実施施策】鳥取聾学校地域支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上等

## エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出

ICTは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話通訳サービスの定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。

また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話コミュニケーション環境づくりを検討します。

【実施施策】遠隔手話通訳サービス（+代理電話支援サービス）

【予定施策】ろう者向けICT学習会、[再掲]手話学習者等による見守り手話ボランティア等

## オ ろう者が働きやすい環境づくり

聴覚障がい者就労支援事業その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。

【実施施策】聴覚障がい者就労支援事業

## カ とっどりの手話の文化的発展

地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。

【実施施策】とっどりの手話を創り、守り、伝える事業補助金

## 7. 数値目標

今後、手話施策の推進により、目標とすべき数値を示します。

区分	H24	H25		H35目標	備考
登録手話通訳者数	32人	35人	→	65人	H24の2倍
【関連施策】手話通訳者養成研修事業					
手話通訳者設置事業人役	1.52人役	1.52人役	→	4.50人役	H24の3倍
手話通訳者派遣件数（団体派遣）	461件	693件	→	1,400件/年	H24の3倍
【関連施策】手話通訳者派遣事業					
手話講座等受講者数		1,242人/半年	→	2,500人/年	H25並み
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金					
手話等に対応できる職員が県職員（行政職員）に占める割合			→	15%	
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催					
学校における手話の取組の実施率			→	100%	
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定					

(参考1) 登録手話奉仕員数 72人（平成26年度）

(参考2) 登録手話通訳者数のうち、コミュニケーション支援センターふくろう（現：（公社）鳥取県聴覚障害者協会）職員 平成24年度：8人、平成25年度：7人

8 鳥取県手話施策推進協議会委員等名簿

区分	所属等	氏名	備考
当事者 団体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会事務局長	石橋 大吾	協議会長
	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会事務局次長	戸羽 伸一	
関係団 体等	鳥取県手話通訳士協会	国広 生久代	
	鳥取県手話サークル連絡協議会	藤井 貴子	
	あいサポートメッセンジャー	今西 賀子	
事業者	鳥取県厚生事業団(障害者福祉センター友愛寮長)	小松 三恵子	
	鳥取医療センター事務部長	門田 陽一郎	
教育	前鳥取県立鳥取聾学校長	後藤 裕明	

オブ ザー バー	湯梨浜町教育委員会教育長	土海 孝治	
	鳥取市障がい福祉課長	富田 恵子	
	岩美町福祉課長	鈴木 浩次	
	伯耆町福祉課長	谷口 仁志	
	鳥取労働局職業安定部職業対策課長	野田 千卯	
	NHK鳥取放送局LGマネジメント副部長	八木 智一	
	鳥取県病院局長	福田 健	
	鳥取県警察本部教養課長	足羽 将司	
	鳥取県立鳥取聾学校長	藤田 則恵	
	日本財団ソーシャルイノベーション本部上席チームリーダー	石井 靖乃	

# 鳥取県手話施策推進計画 関連施策 概要

## ミニ手話講座・手話学習会等

### ○企業の手話学習会等を支援！

- ・企業や10名以上のグループが開催する手話学習会開催に対して、開催経費を助成。  
(1回あたり15,000円、年6回上限) <実績>450回開催・延9,666人が受講(H25:11月～R2:3月)

### ○手話検定等受験料の助成

- ・手話検定等受験料の1/2を助成

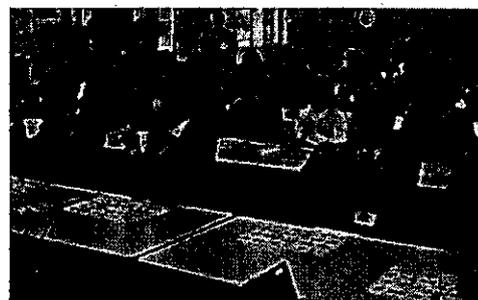
### ○手話サークルへの支援

- ・手話サークル間の交流促進等に取り組むサークルへの助成

### ○ミニ手話講座の開催

- ・県主催の「県民向けミニ手話講座」を開催  
<実績>216回開催・延べ2,404人が受講

年度	開催回数	受講者数
令和元年度	24回※	298人
平成30年度	36回	350人
平成29年度	36回	346人
平成28年度	36回	221人
平成27年度	36回	403人
平成26年度	36回	484人
平成25年度(12～3月)	12回	302人



(県民向けミニ手話講座の様子)

※令和元年度から「気軽に筆談セミナー」を12回開催  
(受講者85名)



# 全国高校生手話パフォーマンス甲子園



○手話言語の理解・普及や共生社会の実現のため、「手話の聖地」鳥取県で平成26年から開催する手話パフォーマンスの祭典

○全国の高校生が、手話を使った歌唱・演劇・ダンスなど演技の表現力等を競い合います！

## ■第7回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催結果

日時 令和2年9月27日(日)9:30～14:30

WEB開催

出場 15チーム(16校) 事前収録した演技動画を放映

### 《大会結果》

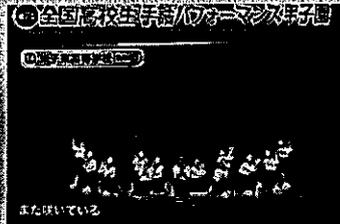
優勝 奈良県立ろう学校 (奈良県)

準優勝 熊本聾学校 (熊本県)

第3位 真和志高等学校 (沖縄県)



優勝した奈良県立ろう学校 (奈良県)



米子東高等学校 (鳥取県) (手話パフォーマンス奨励賞)

### 佳子内親王殿下からのおことば

佳子内親王殿下からおことばの動画を賜りました。

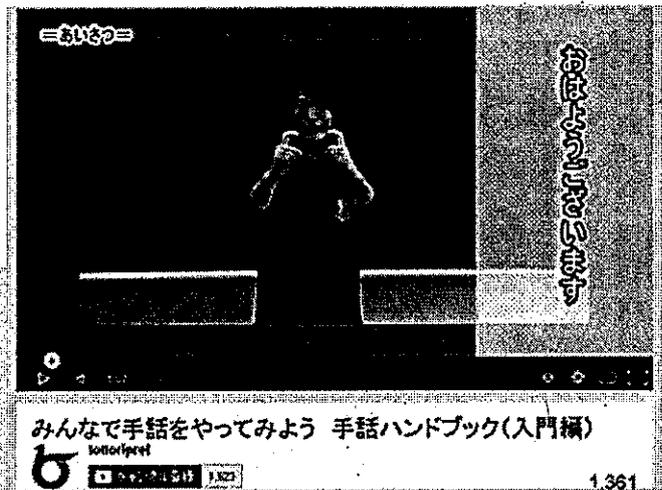


手話を使っておことばを述べられる佳子内親王殿下

## 学校で手話を学ぶ取組 (手話ハンドブック)

### ○手話ハンドブックを作成し、全学校へ配布！

- ・手話を学ぶ大切さや学びの意欲を高めるため、小・中・高等学校・特別支援学校の全児童・生徒・教職員へ配付。
- ・手話を正しく理解してもらうため、手話表現の動画も制作。



# 学校で手話を学ぶ取組

## ○手話ハンドブックの配布

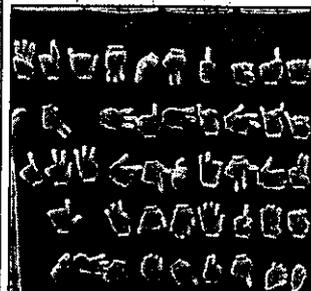
→ 平成25～26年度で県内全ての児童生徒に配布  
(平成27年度以降は、小学校新1年生に配布)

## ○指文字タペストリーの配布

→ 平成27～29年度で県内全ての小学校に配布

## ○手話普及支援員の派遣

- ・各学校からの依頼に基づき、手話学習をサポートする手話普及支援員を派遣。
- ・平成26年6月から令和2年3月までに528校に延べ2,045回手話普及支援員が派遣され、総合的な学習の時間やクラブ活動などの場面で手話学習をサポート。  
(R元年度…派遣実人数75人、派遣延べ人数761人)



手話普及支援員を活用した学習風景

手話、障がいへの関心・理解の向上  
子ども達の積極的な取組が進展

- ・手話に関心を持ち、手話ハンドブックなどを見ながら、友だち同士で手話を学ぶようになった。
- ・ろう者と手話で通じ合えた経験がきっかけとなり、自分の考えを積極的に伝えられるようになった。

# 全国でも珍しい県立高校での手話の取組

## ○手話学習を授業カリキュラムに位置付け、年間を通じて学習。

= 鳥取県立岩美高等学校 =

「手話言語基礎1」(2年)・「手話言語基礎2」(3年)を科目設定して単位を付与  
★ 県内県立高校で唯一「手話部」を設置。

= 鳥取県立米子高等学校 =

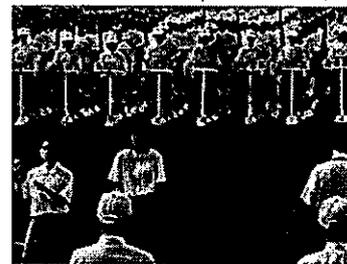
「手話言語」(3年)を科目設定して単位を付与



(手話学習の様子)



(地元保育所との交流)



(手話部の野球地区大会での通訳)

各県立高校で手話学習に関する取り組みを拡大中！

# 公の場での手話の普及

## 知事定例記者会見への手話通訳者配置

○条例制定直後の知事定例記者会見(平成25年10月17日)から、手話通訳者を配置。



定例記者会見の手話通訳

## 県が開催するイベントや講演会等への手話通訳者派遣

○県が主催する一定規模以上のイベントには、原則として手話通訳者又は要約筆記者若しくはその両方を配置。(平成25年11月から)

※一定規模以上：参加予定者が概ね200人を超える場合



本会議中継を手話通訳

## 県議会の本会議中継で手話通訳を実施

○条例制定前の平成24年6月県議会から本会議生中継での手話通訳を実施。

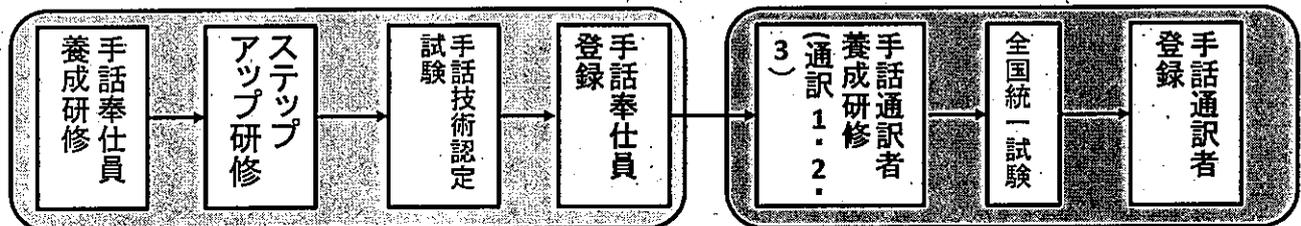
# 手話通訳者の養成・派遣事業

手話通訳機会の増加に対応するため、手話通訳者等を養成。

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
登録手話通訳者数	35人 →	41人	42人	53人	54人	54人	56人
手話通訳者派遣件数 (団体派遣)	693件 →	1112件	1031件	1048件	897件	890件	867件

## 手話通訳者養成研修の開催

《手話通訳者養成の流れ》



## 手話通訳者トレーナーの設置

経験の浅い手話通訳者への助言等を行う  
手話通訳トレーナーを3人配置  
(稼働実績) 124件 (R元年度)

# 聴覚障がい者相談員

東・中・西部の聴覚障がい者センターに聴覚障がい者相談員を配置し、きこえない・きこえにくい人の相談に応じ、必要な支援を実施。

- ・平成25年度 2,409件(東部546件、中西部1,863件)
- ・平成26年度 2,380件(東部570件、中部860件、西部950件)
- ・平成27年度 2,656件(東部942件、中部872件、西部842件)
- ・平成28年度 2,640件(東部837件、中部877件、西部926件)
- ・平成29年度 2,520件(東部823件、中部820件、西部877件)
- ・平成30年度 2,633件(東部875件、中部808件、西部950件)
- ・令和元年度 2,366件(東部910件、中部585件、西部871件)

令和元年度

相談区分	件数
家族・家庭	265
経済・生活	299
法律	121
福祉サービス	396
社会参加・教育	375
保険・医療	287
その他	623

## ICTを活用した「遠隔手話通訳サービス」

県内に居住する聴覚障がい者の利用登録者を対象として、遠隔手話通訳サービスを実施。(年中無休、利用時間 8:30～17:30)

### 遠隔手話通訳サービス (平成25年12月～)

- ・ろう者と聞こえる人が対面している場合のコミュニケーションに使用。
- ・タブレット型端末のテレビ電話機能により、手話通訳者が画面越しに通訳。
- ・窓口などでの簡単なコミュニケーションに最適。



手話通訳



県庁総合受付、JR主要駅・バスターミナルなどの窓口にもタブレット型端末を設置。

※令和2年3月から、手話通訳者の新型コロナウイルス感染予防のため、PCR検査を行う県内一部医療機関にタブレットを設置

# 電話リレーサービス

県内に居住する聴覚障がい者の方を利用者として、電話リレーサービスを実施。（年中無休、利用時間 8:30～17:30）

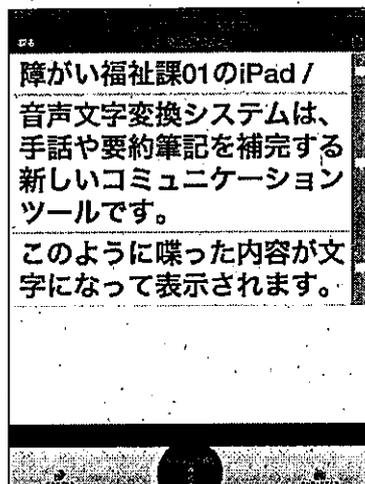
## 電話リレーサービス(代理電話サービス) (平成27年4月～)

- ・ろう者等と聞こえる人が離れている場合に使用。
- ・ろう者等は、聞こえる人に伝えたい用件を、テレビ電話、メール、FAXにより、手話通訳者に伝える。
- ・手話通訳者は、ろう者等に代わって、電話をかけ、用件を伝える。
- ・令和元年度利用件数 451件。



# 音声文字変換システム

- 聞こえる人の声を文字に変換し、タブレット型端末の画面上に表示。
- 全国で初めて自治体窓口を導入(平成27年9月から)。
- 県庁総合受付、JR主要駅・バスターミナル等の窓口に設置しているタブレット型端末で利用可能。
- 難聴者・中途失聴者も便利に利用可能。



音声文字変換システムの画面

窓口に掲示している案内表示

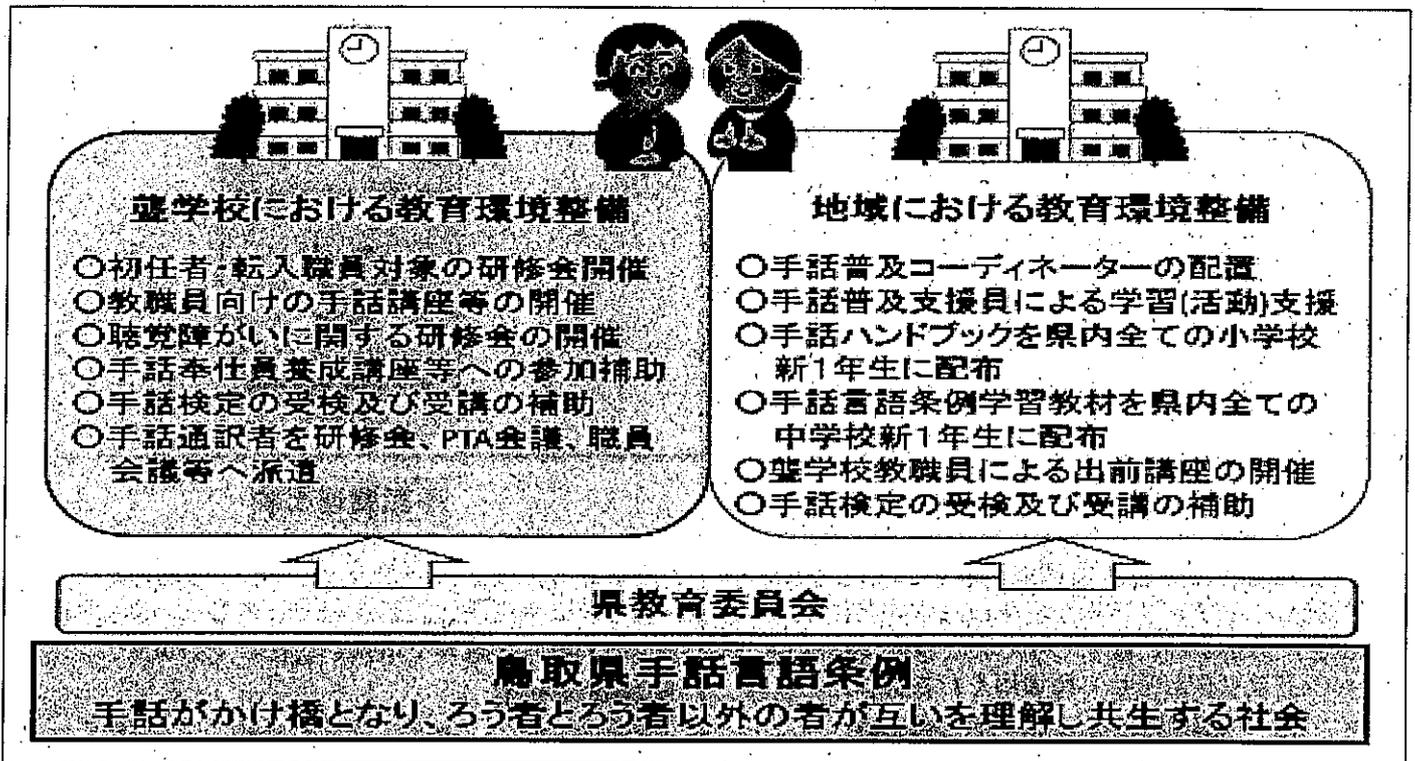
聞こえない・聞こえづらい方は、窓口職員とのコミュニケーションに「遠隔手話通訳サービス」(利用可能時間 8時30分～17時30分)「音声文字変換システム」(職員の声を表示します)をご利用いただけます。

鳥取県

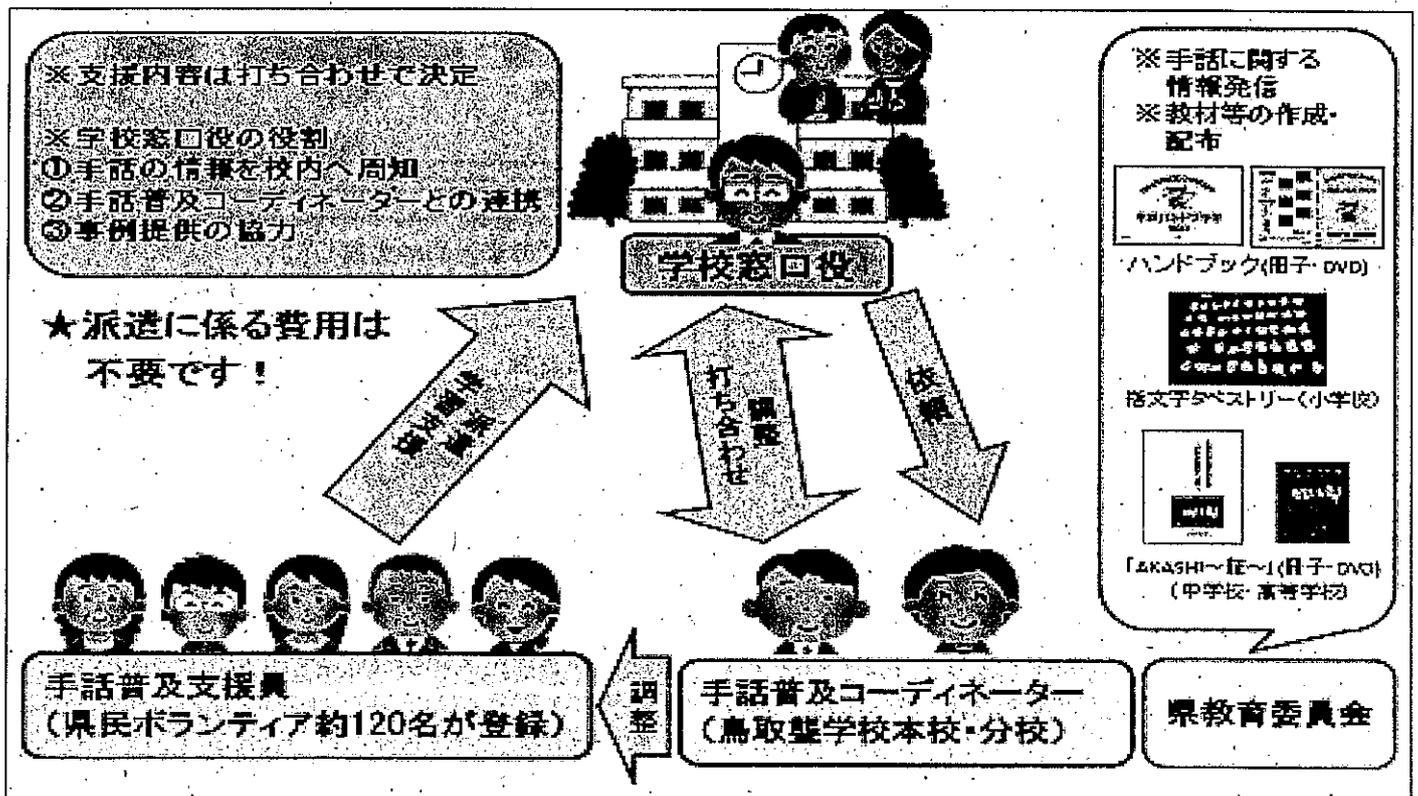
# 手話で学ぶ教育環境整備事業について

特別支援教育課

★共生社会の実現をめざし、聾学校及び地域において手話で学ぶ教育環境整備を進めています。



★手話普及支援員を派遣し、学校における手話学習をサポートします。(派遣の費用は不要)



派遣依頼は、令和2年4月24日(金)までに、特別支援教育課へお願いします!

(資料)

# 刊行物等

★以下の教材等を配布しています。ぜひ御活用ください。

## 手話ハンドブック (冊子)

平成26年度に、冊子「手話ハンドブック」(入門編・活用編)を県内全ての児童生徒に配布しました。平成27年度以降は、小学校の新1年生に配布しています。



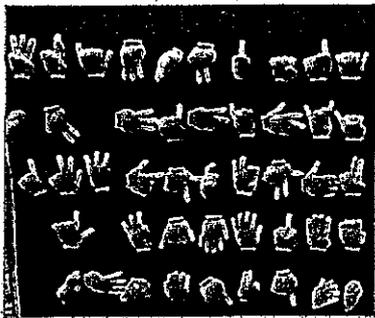
## 手話ハンドブック (DVD)

冊子「手話ハンドブック」(入門編・活用編)を収めたDVDです。県内全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に1本ずつ配布していますので冊子と併せて御活用ください。



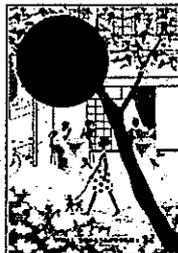
## 指文字タペストリー

聴覚障害者就労継続支援センターふくろうに製作を委託し、平成27年度から平成29年度にかけて、県内全ての小学校に配布しました。校内に掲示し、手話ハンドブックと併せて御活用ください。



## 手話関連図書

平成25年度に、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に手話関連図書を配布しました。図書館のイベントや調べ学習等で活用いただいています。



手話辞典



絵本

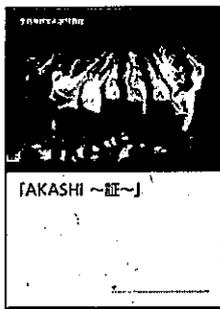


漫画

(配布した図書の一例です)

## 手話言語条例学習教材「AKASHI～証～」

冊子



DVD



鳥取聾学校中学部・高等部が発表した演劇「AKASHI～証～」を収めた教材です。平成30年度に、冊子は県内全ての学校と中学生・高校生に、DVDは中学校・高等学校・特別支援学校に配布しました。令和元年度以降は、中学校の新1年生に配布しています。

手話学習のまとめや力試しに

手話検定の受検料を補助します！

先生方は  
全額補助！

児童生徒は  
1/2 補助！



詳しくは、特別支援教育課(先生方への補助)・鳥取県社会福祉協議会(児童生徒への補助)へお問い合わせください。

<問い合わせ先>

特別支援教育課 (0857-26-7575)

鳥取県社会福祉協議会 (0857-59-6331)

(資料)

**手話の学習活動例** ★あくまでも例ですので、各学校の実態に基づき学習のねらいや活動を計画してください。

小学校 手話クラブ

回	学習内容
1	あいさつ、簡単な自己紹介
2	日にち、曜日、時計、年齢、誕生日、値段
3	天気、災害、季節、学校生活
4	家族、住所
5	気持ちの表現
6	反対言葉
7	かるた取り
8	1年間のまとめ

学習の流れ	学習活動
1 あいさつ	○手話ではじめのあいさつをする
2 家族の手話	○サザエさんかちびまる子ちゃんを選び、家族を手話で表す (自分、お父さん、お母さん、お兄さん、お姉さん、弟、妹、おじいさん、おばあさん)
3 住所の手話	○学校の住所を手話で表す(鳥取県、鳥取市、倉吉市、米子市・・・)
4 あいさつ	○手話でおわりのあいさつをする

中学校1年 総合的な学習の時間 5・6限

学習の流れ	学習活動
<5限>	
1 講師紹介	○講師(ろう者)の自己紹介を聴く
2 講話	○講師の講話を聴き、ワークシートをまとめる ・聞こえない人や聞こえにくい人のコミュニケーション方法 ・聞こえる人との生活の違い ・必要な情報を得る方法
3 質問	○講話の中で、疑問に思ったことを質問する
4 難聴疑似体験	○耳栓をした状態で、健聴者の手話普及支援員3名の会話を聴き取る ・手話なしの会話 ・手話ありの会話 ・話す人が挙手してから、手話ありの会話
5 感想発表	○難聴疑似体験をとおして気づいたことを発表する
<6限>	
1 手話実技	○あいさつや自己紹介の手話を学び、それらを使って自己紹介をする <グループ活動> ・あいさつ(おはようございます、こんにちは、こんばんは、ありがとうございます、すみません) ・名前、学年 ・好きな○○(食べ物、スポーツ、動物、教科、色、遊び...) ・自己紹介 「こんにちは。私の名前は○○です。中学校○年生です。 好きな○○は○○です。よろしくお願いします。」

(資料)

2 感想発表	○各グループの代表が、本時の学習をとおして学んだことを発表する。
3 お礼の言葉	

高等学校1年 LHR 5・6限

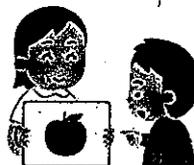
学習の流れ	学 習 活 動
<5限> 1 講師紹介 2 講話 3 講師の対話 4 質問	○講師(ろう者2名)の自己紹介を聴く ○講師の講話を聴き、ワークシートをまとめる ・聴覚障がいとは ・手話とは ○講師の対話を聴き、ワークシートをまとめる ・聴覚障がいになった年齢 ・通った学校 ・学校生活 ・家族との会話 ・生活の中で困ること、良いこと ○講話や対話の中で、疑問に思ったことを質問する
<6限> 1 手話実技 2 感想発表 3 お礼の言葉	○あいさつや自己紹介の手話を学び、それらを使って自己紹介をし合う <ペア活動> ・あいさつ(おはようございます、こんにちは、こんばんは、 ありがとうございます、すみません) ・学年、名前 ・好きな○○(食べ物、スポーツ、教科、動物…) ・趣味(スポーツ、買い物、読書、映画、釣り…) ・自己紹介 「こんにちは。私は○年生の○○(名前)です。よろしくお願いします。」 「好きな○○は何ですか」「○○です」 「趣味は何ですか」「○○です」 ○ペアごとに発表する。 ○本時の学習をとおして学んだことを感想用紙にまとめ、発表する。

鳥取聾学校は、「きこえ」や「ことば」に対してサポートをする学校です。

「きこえ」や「ことば」について心配や不安なことがあればご相談ください。

このような活動を行っています

- きこえのチェック
- きこえやことばの相談・支援
- ことばの育て方、かかわり方の相談・支援
- ことばや発音のアセスメント
- 保護者や保育・教育担当者の相談
- 関係機関への聴覚障がいに関する理解・啓発



## 鳥取県立鳥取聾学校

### 乳幼児の教育相談

- 聾学校に在籍していない0歳からのお子さんの相談に応じます。
- 相談の内容により、定期的な指導・支援を行います。



### 小学校以上の教育相談・通級指導

- 通級指導は、小中学校の通常学級に在籍するお子さんに定期的な指導を行います。(巡回・来校)
- 教育相談は、小中高・特別支援学校に在籍する児童生徒の「きこえ」や「ことば」についての支援を行っています。

### その他

- 就学・進学にかかわる相談
- 学校見学や体験入学等にかかわる相談
- 「きこえ」や「ことば」について、成人の方の教育相談も行っています。

きこえにくいてどんなイメージ？

- 補聴器体験や難聴擬似体験も行っていきます。ぜひ体験してみてください。

中部サテライト教室でも教育相談を行っています。(倉吉市立上灘小学校内)

\*中部地区

視覚・聴覚障がい教育センター

「わくわく」

旧中部療育園内 (倉吉市南昭和町15)

2020年秋以降移転

### 【問い合わせ先】

鳥取県立鳥取聾学校 支援部

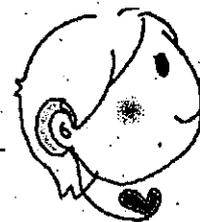
〒680-0151 鳥取市国府町宮下 1261

TEL 0857-23-2031

FAX 0857-27-8606

E-mail [toriro-s@mailk.torikyo.ed.jp](mailto:toriro-s@mailk.torikyo.ed.jp)

URL <http://www.torikyo.ed.jp/toriro-s/>





# 令和2年度予算説明資料 (鳥取県手話施策推進計画関連)

- ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業
- ・聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）
- ・手話でコミュニケーション事業
- ・全国手話パフォーマンス甲子園開催事業
- ・遠隔手話サービスを利用した聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化事業
- ・手話で学ぶ教育環境整備事業
- ・私立学校支援等事業（私立学校あいサポート教育推進事業）
- ・障がい者就労支援事業（聴覚障がい者就労支援事業）
- ・特例子会社設立等助成金

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉事業 包括支援事業	30,576	37,791	△7,215			(基金繰入金) 14,300	16,276	
トータルコスト	31,363千円 (前年度 38,585千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

平成29年度まで県が直接支援を行っていた施策について、より現場のニーズに即した取組になるよう補助制度を改めるため、常日頃から各種社会福祉団体と接しており、現場のニーズを十分把握している県社会福祉協議会を窓口にすることとし、円滑かつ迅速に支援を行う。

2 主な事業内容

県は県社会福祉協議会が各種団体の支援に必要な経費を全額支援することとする。  
 なお、補助メニューの内容については、平成29年度に県が実施している支援メニューをベースとして、現場のニーズに応じ必要な変更を県社会福祉協議会で行うことも可能とする。  
 また、事業に必要な人件費(2名分)及び事務費の必要額の支援も行う。

(単位: 千円)

区 分	予 算 額	財 源
1 事業費 * 0 内所属名は平成29年度までの予算所管課	23,280	
(1) 鳥取県更生保護給産会補助金 (福祉保健課)	80	単県
(2) 鳥取県更生保護観察協会補助金 (福祉保健課)	120	単県
(3) 身体障がい者福祉大会開催事業費補助金 (障がい福祉課)	150	単県
(4) 鳥取県手をつなぐ育成会広報誌発行事業補助金 (障がい福祉課)	560	単県
(5) 精神障がい者等によるピアサポート・研修会等開催支援事業補助金 (障がい福祉課)	300	単県
(6) 手話学習会開催事業費補助金 (障がい福祉課)	1,350	単県
(7) 肢体不自由児協会広報誌発行事業補助金 (障がい福祉課)	240	単県
(8) 肢体不自由児父母の会開催補助金 (障がい福祉課)	510	単県
(9) 手話検定等受験料助成事業費補助金 (障がい福祉課)	338	単県
(10-1) 介護職員初任者研修受講支援補助金 (担い手加算・過疎地就業奨励金含む。) (長寿社会課)	5,300	基金
(10-2) 介護生活援助型研修受講支援補助金 (担い手加算・過疎地就業奨励金含む) (長寿社会課)	1,300	基金
(11) 働く介護家族向け「介護職員初任者研修」開催支援補助金 (長寿社会課)	400	基金
(12) 介護実務者研修受講支援補助金 (長寿社会課)	6,500	基金
(13) 介護職員・小規模事業所グループ支援補助金 (長寿社会課)	800	基金
(14) 介護老人保健施設整備費借入金利子補助金 (長寿社会課)	4,332	単県
(15) ことぶき起業支援補助金 (長寿社会課)	800	単県
(16) 外国人高齢者福祉給付金 (長寿社会課)	200	単県
2 人件費	5,996	単県
3 事務費	1,300	単県
合 計	30,576	

## 12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	一般財源	
聴覚障がい者センター事業(聴覚障がい者意思疎通支援事業)	23,656	21,690	1,966	7,714		6,345	9,597	
トータルコスト	24,443千円(前年度22,484千円)[正職員:0.1人]							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							

## 事業内容の説明

## 1 事業の目的・概要

県内3箇所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である鳥取県聴覚障がい者センターにおいて、聴覚障がい者の社会参加を推進するよう、多様な取組を行う。

## 2 主な事業内容

## ① 聴覚障がい者センターの概要

設置者	鳥取県
実施主体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市
聴覚障がい者センターの機能	対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。 (1) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸し出し (2) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置 (3) 聴覚障がい者の居場所づくり(生きがい、学習、情報収集など) 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等

## ② 聴覚障がい者センター関連経費

(単位:千円)

区分	事業内容	予算額
字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。	3,758

## ③ 要約筆記事業

(単位:千円)

区分	事業内容	予算額
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。	9,913
要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。	8,101
合 計		18,014

## ④ 東部聴覚障がい者センターの移転

事業内容	予算額
利用者の利便性向上のため、東部聴覚障がい者センターを「鳥取市文化センター」から「さざんか会館」に移転する。	1,884

## 3 これまでの取組状況、改善点

平成26年4月、県内3箇所に鳥取県聴覚障がい者センターを設置し、全県的に聴覚障がい者支援の充実を図っている。

また、要約筆記者の養成・派遣事業、字幕入り映像の貸出事業等の取組を継続的に実施してきた。今後も引き続き取組を継続し、聴覚障がい者が社会参加しやすい環境整備を進めていく。

## 12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
手話でコミュニケーション事業	90,240	95,345	△5,105	31,746		(負担金) 19,329	39,165	
トータルコスト	96,536千円 (前年度 101,695千円) [正職員: 0.8人]							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標 (指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							

## 事業内容の説明

## 1 事業の目的・概要

平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。

## 2 主な事業内容

## ① 手話の普及

(単位: 千円)

区分	事業内容	予算額
ミニ手話講座の開催	2時間/回程度の県民向け手話講座を県内各所で開催	1,660
手話サークルへの補助	手話サークル活動を推進するための補助金	600
手話啓発イベントへの補助	鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント開催経費に係る補助金	800
聴覚障がい者福祉研修会への補助	聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金	65
合計		3,125

## ② 手話を使いやすい環境整備事業

(単位: 千円)

区分	事業内容	予算額
遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス	ICTを活用した遠隔手話通訳サービス及び電話リレーサービスを実施	11,864
音声文字変換システム	難聴者のコミュニケーションを支援するため、音声を文字に変換して表示するシステムを運用	885
手話通訳士試験受験料の補助	社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが主催する「手話通訳技能認定試験」の受験料支援	110
手話通訳者トレーナー	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う	6,646
手話通訳者設置・派遣	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う	31,506
手話通訳者養成研修等	手話通訳者養成研修、現任者研修等を実施	8,856
手話通訳者指導者養成研修への派遣	2名の手話通訳者指導者(候補)を手話通訳者指導者養成研修に派遣	1,253
手話通訳者等の頸肩腕障がいの対策	手話通訳者等が頸肩腕障がいに関する健康診断を受けるための体制を整備	1,800
鳥取県手話施策推進協議会	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費	372
とっとりの手話を創り、守り、伝える事業への補助	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金	100
聴覚障がい者相談員設置事業	圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う	22,698
手話通訳者等派遣費の補助	障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣に係る経費に対する補助金	100
合計		86,190

## ③ コミュニケーション支援事業

(単位: 千円)

区分	事業内容	予算額
障がい者の居場所づくりに対する支援	障がい者と地域住民とが交流できるサロンを設置して、障がい者が孤立化しないよう交流の機会を提供する取組に対する補助金	500
難聴者等向けコミュニケーション学習会の開催に対する支援	難聴者、中途失聴者等を対象に、手話を含むコミュニケーション手段を楽しみながら学ぶ学習会等を開催する取組に対する補助金	425
合計		925

## 3 これまでの取組状況、改善点

平成25年10月11日に鳥取県手話言語条例を公布・施行し、手話の普及、手話を使いやすい環境の整備に関する取組を実施してきたところである。これらの取組により手話や聴覚障がいに対する理解が広がってきており、これを一時的な効果に終わらせることがないよう取組を継続していく必要がある。

## 12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催事業	25,450	25,771	△321				25,450	
トータルコスト	36,108千円(前年度 33,709千円) [正職員: 1.0人 会計年度任用職員: 1.0人]							
主な業務内容	団体との調整、大会広報、契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							

## 事業内容の説明

## 1 事業の目的・概要

## (1) 全国高校生手話パフォーマンス甲子園の概要

目的	若い世代である高校生をターゲットに、手話パフォーマンスを披露し発信する機会を提供することで、出演者や観客など幅広い人たちに手話を身近に感じてもらうとともに、交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に開催するもの。
主催	手話パフォーマンス甲子園実行委員会(会長 平井 伸治)
共催	鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
参加資格	全国の高等学校、特別支援学校高等部に在籍している生徒
出場チーム	予選審査を通過した15チーム
演技内容	手話を使った歌唱、ダンス、演劇、コント等のパフォーマンス (演技時間: 6分以上8分以内)

## (2) 大会の開催実績

	日程	会場	優勝チーム
第1回	平成26年11月23日(日・祝)	県民ふれあい会館(鳥取市)	田鶴浜高等学校(石川県)
第2回	平成27年9月22日(火・休)	米子市公会堂(米子市)	奈良県立ろう学校(奈良県)
第3回	平成28年9月25日(日)	倉吉未来中心(倉吉市)	熊本聾学校(熊本県)
第4回	平成29年10月1日(日)	とりぎん文化会館(鳥取市)	奈良県立ろう学校(奈良県)
第5回	平成30年10月7日(日)	米子コンベンションセンター(米子市)	真和志高等学校(沖縄県)
第6回	令和元年9月29日(日)	とりぎん文化会館(鳥取市)	真和志高等学校(沖縄県)

## (3) 第7回大会について

令和2年秋に倉吉市内で開催予定

## 2 主な事業内容

事業の項目	予算額	内容
手話パフォーマンス甲子園実行委員会負担金	15,450千円	大会の準備・開催運営(奉迎に係るもの含む)・広報等に要する経費
奉迎対策費	10,000千円	関係機関との協議や奉迎に要する経費(御視察経費等)
合計	25,450千円	

※ 大会の開催経費は、上記の他、日本財団の助成金を活用する。

## 3 これまでの取組状況、改善点

全国で初めてとなる手話言語条例を制定して1年が経過した平成26年11月に、若い世代である高校生を対象とする大会を鳥取市で初めて開催し、これまでに県内各市で6回開催した。

大会には、第4回大会を除き、皇室から秋篠宮妃殿下(第1回大会のみ)及び佳子内親王殿下の御臨席を賜るとともに、全国各地から出場高校生及び来場者が会場に集結し、盛大に開催することができた。若さ溢れる高校生が、自分たちの伝えたいことを一生懸命に手話パフォーマンスで披露する姿に、会場は大きな感動の渦に包まれた。

大会開催は、若い世代に手話を身近に感じてもらえる場・機会の提供やきこえない人・きこえる人との交流の契機になる等、手話言語の普及のため、非常に意義のあるものであり、また、本県にとって、全国各地から多くの方が来県することにより、PR効果や経済効果を持つ貴重な機会となっている。令和2年度に開催する第7回大会は、全国の精鋭が集う憧れの大会とするとともに内容の濃い大会となるよう、円滑な準備・運営や広報活動を進めていく予定である。

令和2年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7201)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 遠隔手話サービスを利用した聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化事業	0	1,776	1,776	1,776				
トータルコスト	0	2,563	2,563	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	関係機関との調整、事務諸手続き				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルス感染が疑われる聴覚障がい者等が指定医療機関で検査を行う際など、手話通訳者の同行が困難な状況である場合に、聴覚障がい者等が「遠隔手話サービス」を利用できるよう、必要なタブレット端末を整備し、意思疎通支援の体制を強化する。

2 主な事業内容

遠隔手話サービス用のタブレット端末の整備

(1) 整備場所及び数量

県内指定医療機関等にタブレット端末を整備 (12台)

整備想定場所	数量	利用想定
指定医療機関 (県立中央病院、県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院)	3台	手話通訳者への感染防止のため、ろう者が感染症検査等を受ける際に利用
県聴覚障がい者センター (東・中・西)	3台	感染症蔓延等により手話通訳者の派遣ができない場合に、ろう者に貸し出し、行政機関、学校等の窓口等で利用
軽症者受入施設等	6台	ろう者が軽症者受入施設に入所された際等に利用

(2) 補正予算額: 1,776千円

タブレット端末等整備費 1,200千円 (100千円 (端末・ヘッドセット) × 12台)

タブレット端末通信費 576千円 (4千円 × 12か月 × 12台)

3 これまでの取組状況、改善点

(1) 遠隔手話通訳サービス

ろう者と聞こえる人が対面している場合に、タブレット端末によるテレビ電話を使って、手話通訳者が通訳を行い、ろう者が聞こえる人と手話で直接コミュニケーションできるサービス。

本県では既に当サービスを実施しており、JR駅やバスターミナル等にタブレット端末を配置している。

(2) 国への要望

令和2年3月25日、26日に「手話を広める知事の会 (会長 平井知事)」から「新型コロナウイルス感染症に係る聴覚障害者の情報保障の充実」として、指定医療機関において「遠隔手話サービス」が利用できる環境整備を国要望した。

令和2年度一般会計当初予算説明資料

10款 教育費

5項 特別支援学校費  
2目 特別支援学校費

特別支援教育課（内線：7575）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
手話で学ぶ教育環境整備事業	8,077	14,411	△6,334				8,077	
トータルコスト	19,949千円（前年度 20,761千円）【正職員：0.8人、会計年度任用職員：2人】							
主な業務内容	学校との調整、市町村教育委員会との調整							
工程表の政策目標（指標）	特別支援教育の充実							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

ろう者とろう者以外が互いに理解し合う共生社会を目指し、学校におけるろう及び手話への理解が深まるよう、教育面における手話に関する環境整備の充実を図る。

2 主な事業内容

(1) 鳥取聾学校における取組

（単位：千円）

区分	予算額	事業内容
聴覚障がい基礎研修会の開催	23	初任者、転入職員対象の研修会の開催
聴覚障がい教育に関する専門研修会の開催	152	聴覚障がい教育に関する専門性向上のための研修会の開催
手話講座の開催	116	聾学校教職員及び寄宿舎指導員対象の手話講座等の開催
手話講座等への参加経費助成	120	教職員の手話奉仕員養成講座等への参加経費の助成
教職員の手話技能検定助成制度	405	教職員の手話検定料（補助率10/10、1回分）及び通信教育受講料（補助率1/2、上限1万円）を補助
手話通訳者の派遣	1,028	校内委員会、PTA会議、職員会議等へ手話通訳者を派遣
合計	1,844	

(2) 地域における取組

（単位：千円）

区分	予算額	事業内容
手話普及コーディネーター・手話普及支援員の配置	3,583	ろう及び手話に関する普及活動及び学習教材の利用促進の活動を行う手話普及コーディネーター及び手話普及支援員を配置し、学校へ派遣
手話学習教材の配付	2,355	手話ハンドブック（小学校新1年生等）及び手話言語条例学習教材（中学校新1年生）の印刷・配付
鳥取聾学校教職員による出前講座の開催	165	幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体への出前講座を開催
教職員の手話技能検定助成制度	130	教職員の手話検定料（補助率10/10、1回分）及び通信教育受講料（補助率1/2、上限1万円）を補助
合計	6,233	

※会計年度任用職員の人件費は、教育人材開発課の職員人件費に計上。

3 これまでの取組状況、改善点

- 鳥取聾学校及びひまわり分校の教職員の手話技術向上等に関する補助と、ろう者の教員が会議等に参加できるための手話通訳者派遣を行った。
- 鳥取聾学校及びひまわり分校に手話普及コーディネーターを配置すると共に、県内に広く手話普及支援員を募集し各学校での手話学習を支援した。

令和2年度一般会計当初予算説明資料

総合教育推進課（内線：7841）

8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校支援等事業	124,121	127,050	△2,929	1,120		(受託事業収入) 411	122,590	
トータルコスト	146,944円（前年度150,070千円）〔正職員：2.9人〕							
主な業務内容	補助金交付事務（交付決定・支払・検査等）、関係機関との連絡調整、許認可事務等							
工程表の政策目標（指標）	県内の私立学校等がそれぞれの特性を活かし、多様な教育の機会を提供する							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 私立学校の行う取組に対して幅広く支援を行うことにより、人材育成の場としての私立学校の魅力向上に資する。								
2 主な事業内容 <span style="float:right">（単位：千円）</span>								
事業名	内 容							予算額
(1) 私立学校JET-ALT配置支援事業	私立中学・高等学校が行う、JETプログラムを活用したALT配置事業に係る経費に対して支援する。（補助率：3/4）							13,638
(2) 鳥取県版スーパーグローバルハイスクール事業	外国語教育の基盤づくり・充実に積極的に取り組む私立中学・高等学校に対して支援する。（補助率：3/4）							585
(3) 私立学校あいサポート教育推進事業	① 私立学校手話教育推進事業 私立中学・高等学校での手話教育の取組に対して支援する。（補助率：3/4） ② 私立高等学校等特別支援教育サポート事業 特別な配慮が必要な生徒に対する学習環境整備等に要する経費の一部を助成する。（補助率：1/2（研修費用助成等）及び1/3（設備整備））							2,479
(4) いじめ問題対策事業	① 学校満足度などを把握する心理調査（hyper-QU）を実施する私立中学・高等学校に対して支援する。（補助率：1/2） ② 心理調査の結果を活用して、いじめの未然防止につなげる学級経営や早期発見のための研修を実施する。							1,427
(5) 私学共済事業等助成事業	① 私立学校協会補助金 私立学校協会が行う、私立学校の教職員を対象とする研修等の開催経費に対して助成を行う。（補助率：1/2） ② 私立学校経営相談事業補助金 私学経営の諸問題に対する研究分析、研修会開催等に要する経費の一部を助成する。（補助率：1/2） ③ 私立学校退職金給付財源補助金 退職金給付の財源積立に対して助成を行う。（補助率：36/1,000） ④ 日本私立学校振興・共済事業団補助金 長期給付事業に係る加入者及び学校設置者の掛金負担に対して助成を行う。（補助率：8/1,000）							104,440
(6) 学校法人等連絡調整費	私立学校審議会の運営、優良卒業生知事表彰、私学教育功労者表彰に要する経費及び学校法人、私立学校の認可・調査に係る事務費。							1,552
合 計							124,121	

3 これまでの取組状況、改善点

- (1) 私立学校JET-ALT配置支援事業について（平成28年度に創設）  
私立中高の3校が本プログラムを活用して、外国語指導助手を配置している。
- (2) 鳥取県版スーパーグローバルハイスクール事業について（平成27年度に創設）  
指定校による生徒の言語活動・外国語能力の充実を図る取組に助成している。
- (3) 私立学校あいサポート教育推進事業について  
私立学校手話教育推進事業（平成29年度に開始）は、手話教育に取り組む私立中学・高等学校に対して助成している。  
私立高等学校等特別支援教育サポート事業（平成20年度に創設）は、特別支援担当教員が、支援の必要な生徒への対応・関係機関との連絡・調整等業務に専念できるよう、その人件費と活動費に助成している。
- (4) いじめ問題対策事業について（平成24年度に創設）  
各私立中学・高等学校における心理検査の実施に対して助成、また活用研修を実施している。

令和2年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費  
1項 労政費  
1目 労政総務費

雇用政策課（内線：7229）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者就業支援事業	42,296	45,196	△2,900				42,296	
トータルコスト	58,283千円（前年度 57,103千円） [正職員：1.5人、会計年度任用職員：1.5人]							
主な業務内容	セミナー、企業説明会、企業見学マッチングの企画、実施 委託業務（契約締結、決算、支払い 障がい者雇用啓発 関係機関との調整・会議							
工程表の政策目標（指標）	障がい者の職場定着や離職防止に向けた、関係機関の連携による支援体制の確立							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障がい者の就業支援の強化を図る。

2 主な事業内容

区分	内容	（単位：千円） 予算額
1 障害者就業・生活支援センター体制整備事業	障害者就業・生活支援センター（3箇所）に以下の職員を配置する。 職場開拓支援員（各1名） 定着支援員（各1名） 業務補助員（各1名、0.5人役）	36,904
2 障がい者雇用アドバイザー配置事業	障害者雇用アドバイザー（会計年度任用）を1名配置し、企業トップ等に対して障がい者の新規雇用等の働きかけを行う。 ※令和元年度に本事業で計上されていた非常勤職員の人件費1名については、職員人件費（労政総務費）で別途計上	687
3 障がい者職場実習	職場実習の受入事業所に謝金、実習生に奨励金を支給する。（1日1,000円）	3,383
4 障がい者就労ネットワーク事業（発達障がい者就労支援ネット）	発達障がい者を関係する機関が連携して構成する「支えるネット」により支援するとともに、行政機関等も加わって連絡・調整・改善等を行う「発達障がい者就労支援ネットワーク」を開催する。	300
5 障がい者就労支援事業（聴覚障がい者就労支援事業）	意思疎通支援（障害者総合支援法）の対象外となる面接、職場実習、労働条件の話し合い等に手話通訳者等を派遣する。	250
6 障がい者雇用優良事業所等の表彰	障がい者雇用に尽力した事業所・方、優秀勤労障がい者を表彰する。 ・障がい者雇用優良事業所（2所） ・優秀勤労障がい者 ・職場実習協力事業所 ・障がい者就労グッドサポート事業所（2所） ・障がい者雇用功労者（2名）	53
7 各種セミナー、研修会の共催（鳥取労働局など）	以下のセミナー等を共催する。 ・就業支援基礎研修会 ・障がい者就業支援説明会 ・障がい者雇用企業見学交流会	545
8 障がい者雇用推進啓発事業	啓発物品（チラシ、リーフレット等）の増刷や新規作成、障害者就業・生活支援センターのホームページの管理を行う。	174
合計		42,296

3 これまでの取組状況、改善点

県内の平成30年6月1日現在の障害者実雇用率は2.22%、就職件数は750件といずれも過去最高を更新したが、障がい者を雇用する義務のある企業のうち、障害者法定雇用率（2.2%）を達成した企業の割合は56.5%（H29・58.7%）で、前年より減少している。

これは平成30年4月より法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられ、障がい者を雇用する義務のある企業が労働者数50人以上の企業から45.5人以上の企業に下限が下がったため、法定雇用率を達成した企業数は雇用率の引き上げにもかかわらず255社から11社増加して266社となったものの、雇用義務のある企業が427社から471社に拡大したことが大きい。

法定雇用率は令和3年4月までに2.3%に引き上げられることが決まっており、労働者数43.5～45人の企業が新たに障がい者雇用義務の対象となるため、さらなる障がい者雇用への取組が求められている。

令和2年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費  
1項 労政費  
1目 労政総務費

雇用政策課（内線：7229）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特例子会社設立等助成金	6,875	1,875	5,000				6,875	
トータルコスト	7,662千円（前年度 2,669千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	申請書の審査 支払い手続き							
工程表の政策目標（指標）	障がい者の職場定着や離職防止に向けた、関係機関の連携による支援体制の確立							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障がい者雇用の確保に資するため、新たに5人以上の障がい者を正規雇用する「特例子会社」の設立や「企業内障がい者多数雇用施設」の設置に対し、障がい者を雇用するための施設・設備の整備・設置費用の1/2～2/3を助成する。

2 主な事業内容

(1) 主な要件

- ア 県内に「特例子会社」又は「企業内障がい者多数雇用施設」を設立・設置すること。（県外企業等でも可。）
- イ 新たに設立・設置する「特例子会社」又は「企業内障がい者多数雇用施設」において、障がい者5人以上を新規正規雇用すること。（ただし、福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、施設外就労等の福祉的就労者を雇用する場合も可。）
- ウ 雇用する障がい者のうち、重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の占める割合が30%以上であること。また、特例子会社の場合は、全従業員に占める障がい者の割合が20%以上であること。
- エ 障がい者雇用に必要な施設・設備等の設置・整備に要した費用が15,000千円以上であること。

(2) 助成額 設置・整備費用、新たに正規職員として雇い入れる障がい者の数等に応じて、以下のとおり。

（単位：千円）

区分		助成金支給額					合計
設置・整備に要した費用	新規正規雇用障がい者数	親会社の企業規模	事業開始から6か月後	事業開始から1年6か月後	事業開始から2年6か月後		
15百万円以上	5人以上	中小企業※	3,750	1,875	1,875	7,500	
		大企業	3,750	1,875	1,875	7,500	
30百万円以上	10人以上	中小企業	10,000	5,000	5,000	20,000	
		大企業	7,500	3,750	3,750	15,000	
45百万円以上	15人以上	中小企業	15,000	7,500	7,500	30,000	
		大企業	11,250	5,625	5,625	22,500	

※助成金は、事業開始日から6か月後に1/2、1年6か月後に1/4及び2年6か月後に1/4を分割支給する。

(3) 所要額 6,875千円

区分	新規雇用障がい者数	要求額（千円）	備考
(2) 多数雇用施設（H28事業認定分）	5人	1,875	R2で最終分の支払い
(3) 特例子会社（H30事業認定分）	10人	5,000	R2～3で支払い
合計		6,875	

3 これまでの取組状況、改善点

令和元年度までに3社の事業認定を行い、計20人の新規の正規での障がい者雇用につながっている。（うち知的障がい14人、精神障がい6人）